

準公営企業室関係資料

<病院事業>

- 公立病院改革の推進 1

<下水道事業>

- 下水道事業（法非適用事業）における
資本費平準化債発行可能額の算定方法の
見直しについて 3

<その他の事業>

- 観光施設事業及び宅地造成事業等における
財政負担リスク限定の取組について
..... 4

公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」に基づき新公立病院改革プランを策定し、医療提供体制の改革と連携して更なる経営効率化や再編・ネットワーク化等を推進。
- 新改革プランに基づく取組が着実に実施されるよう、プラン策定経費や再編・ネットワーク化等に対して財政措置を講じるほか、特別交付税措置を見直し。

1 新公立病院改革プランの策定

(1) 策定時期・プランの期間

- 地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成27年度又は平成28年度中に策定
- プランの期間は、策定年度から平成32年度までを標準とする

(2) プランに盛り込むべき事項

- 地域医療構想を踏まえた公立病院が果たすべき役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割等を明確化
- 数値目標を定めた「経営の効率化」、経営主体の統合や病院機能の再編を視野に入れた「再編・ネットワーク化」、地方独立法人化等の「経営形態の見直し」を推進

(3) 都道府県の役割・責任の強化

- 医療提供体制の確保に責任を有する立場から、再編・ネットワーク化への積極的な参画、公立病院の新設・建替等に当たってのチェック機能の強化等が求められる

2 地方財政措置の見直し

(1) 新改革プランの策定経費に対する財政措置（～平成28年度）

- 新改革プランの策定に要する経費（市町村分）を平成28年度まで特別交付税措置

(2) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化（平成27年度～）

- 再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備について、病院事業債（特別分）を充当し、その元利償還金の40%について地方交付税措置

通常の整備	25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備	40%地方交付税措置

(3) 特別交付税措置の重点化（平成28年度～）

不採算地区病院、結核、精神、感染症、周産期、小児、リハビリテーション専門病院、救命救急センター、小児救急医療提供病院

- 病床数等に単価を乗じて算定する方式から、これと一般会計等からの繰出額に措置率（8割）を乗じたものとを比較する方式とする

- 都道府県の役割・責任の強化の観点から、精神・結核・感染症医療に係る措置について、法令上これらの医療の確保主体である都道府県に一元化

※指定医療機関の指定等を受けてこれらの医療を提供している一部事務組合立等の病院については設置市町村に措置

- 市町村分について、県分・指定都市分と同様に、財政力に応じた算定を導入

(4) 公的病院等への助成に対する特別交付税措置（平成28年度～）

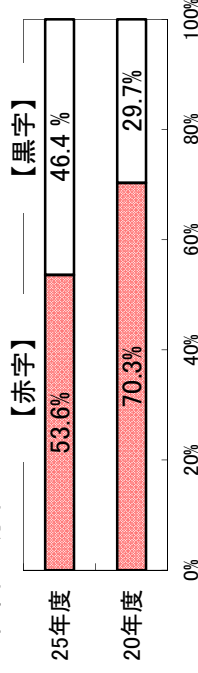
- 公立病院に準じて措置を継続

公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

《経営の効率化》



《再編・ネットワーク化》

- ・統合・再編等に取り組んでいる病院数 162病院
- ・再編等の結果、公立病院数は減少
H20 : 943 ⇒ H25 : 892 (△ 51病院)

《経営形態の見直し》

- ・地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院
 - ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院
 - ・民間譲渡・診療所化 50病院
- (予定含む数)

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: 地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化
- 再編・ネットワーク化
- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定
- 経営形態の見直し
- ・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- (1) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)
〔通常の整備 …… 25% 地方交付税措置〕
〔再編・ネットワーク化に伴う整備 …… 40% 地方交付税措置〕
- (2) 特別交付税措置の重点化(H28年度～)
○措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
○公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

- 1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)
○ 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数※と目指すべき医療提供体制等と内容とする
地域医療構想を策定(H27年度～)

※ イメージ

	2025年(推計)	
	医療需要	必要病床数
高度急性期	〇〇〇 人/日	〇〇〇 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床

[構想区域単位で策定]

2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

連携

下水道事業（法非適用事業）における 資本費平準化債発行可能額の算定方法の見直しについて

- 減価償却費の正確な把握が困難である下水道事業（法非適用事業）における資本費平準化債発行可能額の算定方法を、より精緻なものに見直す。
- 決算統計から算出可能な算定方法とするとともに、所要の経過措置を講じることとする。

（参考）

「資本費平準化債の取扱いについて、減価償却費の正確な把握が困難である地方公営企業法非適用事業における発行可能額の適切な算定方法等を検討することとしている。」（「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付自治財政局長通知））

1. 新たな算定方法

元金償還金－減価償却費相当額（※）

（※）減価償却費相当額 = $A/49 + B/24 + C/25 + D/35 + E/35$

A ...		下水道事業債発行総額のうち、管渠費相当分
B ...	//	ポンプ場費相当分
C ...	//	処理場費相当分
D ...	//	流域下水道建設負担金相当分
E ...	//	その他の費用相当分

（A～Eについては地方公営企業決算状況調査の数値等から算出。算定方法の詳細については地方債同意等基準等で別途通知予定）

2. その他

所要の経過措置を講じることとする。

観光施設事業及び宅地造成事業等における財政負担リスク限定の取組について

＜取組の背景・趣旨＞

- ・ 公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業。
- ・ 事業の採算性が著しく悪化した場合、累積した赤字を公費（税金）で処理することになり、住民生活に必要不可欠な公共サービスの縮小や住民負担の増大につながる恐れがあるため、財政負担リスクの限定を図る取組が必要。

＜取組内容＞（平成23年12月28日付け総務副大臣通知等の概要）

①基本的な考え方

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援（出資・貸付け・補助）を行う必要がある場合には、公益性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- (5) 既存の観光施設事業及び宅地造成事業並びにこれら以外の事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、適切に対処する必要があること。

②地方債の取扱い（平成24年度～）

原則として、新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なる場合を含む。）については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満（※）である事業を同意等の対象とする。

（※）次の算式によって算定した値が25%未満であること

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

A 当該事業に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

公的支援（出資・貸付け・補助）の場合は、記号Aに損失補償契約に係る債務を加える。